

悪質商法から高齢者を守る！

健康食品の送りつけにご注意！



事例

「以前に注文を受けた健康食品が製造できました。代引きで送ります。」と知らない業者から電話が入った。

「注文した覚えがない。」と断ったが、威圧的な声で、「申し込んだのを忘れていただけだ。受注生産だからキャンセルできない。法的措置をとらせてもらう。」と言われ、一方的に電話を切られた。後日、商品が送られてきた。どうしたらよいか。

アドバイス

◇商品が送られてきたので、購入しないといけないと思わせて商品代金を支払わせる、送りつけ商法の手口です。

◇申し込んだ覚えがなければ、受け取ったり、支払いをしてはいけません。

◇「申し込んだだろう」と電話で言われ、断り切れずに承諾してしまっても、契約書などを受け取ってから8日間は、クーリング・オフができます。

◇新たな手口として、全く注文していない人、または断った人に対して、「損害賠償請求書」を送りつけるものもあります。払い込まず、無視をして消費生活センターにご連絡ください。

被害にあわないために！

- 購入する気がなければ、きっぱり断る！
- 注文していなければ、安易に受け取らない！
- 身に覚えのない商品が届いたら、

消費生活センターに相談を！



わからぬことは、センターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)